

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和7年3月13日(2025.3.13)

【公開番号】特開2024-152860(P2024-152860A)

【公開日】令和6年10月25日(2024.10.25)

【年通号数】公開公報(特許)2024-200

【出願番号】特願2024-134396(P2024-134396)

【国際特許分類】

A 61K 31/519(2006.01)

10

A 61K 39/395(2006.01)

A 61P 35/00(2006.01)

A 61P 43/00(2006.01)

【F I】

A 61K 31/519

A 61K 39/395 U

A 61P 35/00

A 61P 43/00 121

【手続補正書】

20

【提出日】令和7年3月5日(2025.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(S)-1-(3-(4-アミノ-3-((3,5-ジメトキシフェニル)エチニル)-1H-ピラゾロ[3,4-d]ピリミジン-1-イル)ピロリジン-1-イル)プロパ-2-エン-1-オン又はその塩を有効成分として含む、癌患者に対して、ペムプロリズマブと併用投与される抗腫瘍剤。

30

【請求項2】

当該抗腫瘍剤による治療が、治療中止後、個体において持続性応答をもたらす、請求項1に記載の抗腫瘍剤。

【請求項3】

(S)-1-(3-(4-アミノ-3-((3,5-ジメトキシフェニル)エチニル)-1H-ピラゾロ[3,4-d]ピリミジン-1-イル)ピロリジン-1-イル)プロパ-2-エン-1-オン又はその塩が、ペムプロリズマブの前に使用、ペムプロリズマブと一緒に使用、又はペムプロリズマブの後に使用される、請求項1に記載の抗腫瘍剤。

40

【請求項4】

(S)-1-(3-(4-アミノ-3-((3,5-ジメトキシフェニル)エチニル)-1H-ピラゾロ[3,4-d]ピリミジン-1-イル)ピロリジン-1-イル)プロパ-2-エン-1-オン又はその塩が、連続的に使用又は間欠的に使用される、請求項1に記載の抗腫瘍剤。

【請求項5】

(S)-1-(3-(4-アミノ-3-((3,5-ジメトキシフェニル)エチニル)-1H-ピラゾロ[3,4-d]ピリミジン-1-イル)ピロリジン-1-イル)プロパ-2-エン-1-オン又はその塩及びペムプロリズマブが同一治療レジメンでの処置において投与される、請求項1に記載の抗腫瘍剤。

50

**【請求項 6】**

(S)-1-(3-(4-アミノ-3-((3,5-ジメトキシフェニル)エチニル)-1H-ピラゾロ[3,4-d]ピリミジン-1-イル)ピロリジン-1-イル)プロパ-2-エン-1-オン又はその塩を4mg、8mg、12mg及び16mg、20mgからなる群から選択される用量で1日1回投与し、及びペムプロリズマブを1mg/kg 3週間隔、2mg/kg 3週間隔及び200mg 3週間隔からなる群から選択される用量で癌患者に投与する、請求項1に記載の抗腫瘍剤。

**【請求項 7】**

(S)-1-(3-(4-アミノ-3-((3,5-ジメトキシフェニル)エチニル)-1H-ピラゾロ[3,4-d]ピリミジン-1-イル)ピロリジン-1-イル)プロパ-2-エン-1-オン又はその塩を8mg、12mg、16mg及び20mgからなる群から選択される用量で1日1回投与し、及びペムプロリズマブを200mg 3週間隔の用量で癌患者に投与する、請求項1に記載の抗腫瘍剤。 10

**【請求項 8】**

(S)-1-(3-(4-アミノ-3-((3,5-ジメトキシフェニル)エチニル)-1H-ピラゾロ[3,4-d]ピリミジン-1-イル)ピロリジン-1-イル)プロパ-2-エン-1-オン又はその塩を20mgの用量で1日1回投与し、及びペムプロリズマブを200mg 3週間隔の用量で癌患者に投与する、請求項1に記載の抗腫瘍剤。

**【請求項 9】**

腫瘍が食道癌、膵臓癌、胆道癌、肺癌、頭頸部癌又は尿路上皮癌である、請求項1~8のいずれか1項に記載の抗腫瘍剤。 20

**【請求項 10】**

腫瘍が食道癌である、請求項9に記載の抗腫瘍剤。

**【請求項 11】**

癌患者が、免疫チェックポイント阻害剤を投与したことがない癌患者である、請求項1~8のいずれか1項に記載の抗腫瘍剤。

**【請求項 12】**

癌患者が、免疫チェックポイント阻害剤に対する耐性を有する癌患者である、請求項1~8のいずれか1項に記載の抗腫瘍剤。

**【請求項 13】**

腫瘍が食道癌、膵臓癌、胆道癌、肺癌、頭頸部癌又は尿路上皮癌である、請求項11に記載の抗腫瘍剤。 30

**【請求項 14】**

腫瘍が食道癌である、請求項11に記載の抗腫瘍剤。

**【請求項 15】**

腫瘍が食道癌、膵臓癌、胆道癌、肺癌、頭頸部癌又は尿路上皮癌である、請求項12に記載の抗腫瘍剤。

**【請求項 16】**

腫瘍が食道癌である、請求項12に記載の抗腫瘍剤。